

山梨県周産期母子医療センター運営事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県周産期母子医療センター運営事業費補助金(以下「補助金」という。)については、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、周産期母子医療センターの指定又は認定を受け、かつ、M F I C U、N I C U及びG C Uのいずれかの病床が実質稼働している医療機関に対し助成を行い、周産期母子医療センターの診療機能、病床数及び過酷な勤務状況にある医師、看護師等の確保や処遇改善等、周産期母子医療センターの充実強化を図ることを目的とする。また、産科、小児科、麻酔科、救急医療の関連診療科(脳神経外科、循環器内科、心臓血管外科等)を有し、救命救急センターを併設し、必要な設備人員を備え、24時間体制で受け入れる体制を整えることにより、産科合併症以外の合併症に対する対応の強化及び麻酔科医及び臨床心理技術者の確保を目的とする。

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、次の(1)から(3)の順により算出した額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数を生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費ら診療収入額、特別交付税及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (3) (2)により選定された額に別表の第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(補助金交付申請書及び添付様式の様式、提出期限)

第4条 補助金の交付を受けようとする医療機関等の長(以下「補助事業者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入に

係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（補助金の交付の条件）

第5条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）補助事業の内容の変更（事業内容の軽微な変更で補助金額の増額を伴わないものを除く。）をしようとするときは、変更承認申請書（様式第2号）を提出し、知事の承認を受けること。
- （2）補助事業を中止（廃止）しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。
- （3）補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- （4）補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- （5）知事は、第5条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- （6）知事は、第5条第2項ただし書きによる交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（財産の処分の制限）

第6条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15条）を勘案して別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けず、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 知事は、第1項の承認を受けようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(実績報告書の様式、提出期限)

第7条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止による承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付方法)

第8条 補助金は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認める場合には、補助事業者に対し、概算払いにより交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、仕入控除税額報告書(様式第7号)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(書類の保管)

第10条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月28日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
<p>1. 総合周産期母子医療センター運営費 1か所につき、該当する次の(1)から(3)により算出された額とする。(ただし、黒字の部門は算出対象から除く)</p> <p>(1)MFICU運営費 ①特別交付税措置の対象となる公立病院の場合 知事が定める額×病床数×事業月数/12 ②①以外の民間病院等の場合 知事が定める額×病床数×事業月数/12</p> <p>(2)NICU運営費 ①特別交付税措置の対象とならない民間病院等 知事が定める額×病床数×事業月数/12</p> <p>(3)GCU運営費 ①特別交付税措置の対象とならない民間病院等 知事が定める額×病床数×事業月数/12</p>	<p>総合周産期母子医療センター運営事業に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、材料費(医薬品費、診療材料費、給食材料費)、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、社会保険料、雑役務費(修繕料)、燃料費、委託費、減価償却費、資産消耗費</p>	<p>3分の1</p>
<p>2. 地域周産期母子医療センター運営費 1か所につき、該当する次の(1)から(3)により算出された額とする。(ただし、黒字の部門は算出対象から除く)</p> <p>(1)MFICU運営費 ①特別交付税措置の対象となる公立病院の場合 知事が定める額×病床数×事業月数/12 ②①以外の民間病院等の場合 知事が定める額×病床数×事業月数/12</p> <p>(2)NICU運営費</p>	<p>総合周産期母子医療センター運営事業に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、材料費(医薬品費、診療材料費、給食材料費)、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、社会保険料、雑役務費(修繕料)、燃料費、委託費、減価償却費、資産消耗費</p>	<p>3分の1</p>

<p>①特別交付税措置の対象となる公立病院の場合 知事が定める額×病床数×事業月数/12</p> <p>②①以外の民間病院等の場合 知事が定める額×病床数×事業月数/12</p> <p>(3) G C U 運営費</p> <p>①特別交付税措置の対象となる公立病院 知事が定める額×病床数×事業月数/12</p> <p>②特別交付税措置の対象とならない民間病院等 知事が定める額×病床数×事業月数/12</p>	<p>償却費、資産消耗費</p>	
<p>3. 母体救命強化加算 産科、小児科（新生児）、麻酔科及び救急医療の関係診療科（脳神経外科、循環器内科、心臓血管外科等）を有し、救命救急センターを併設し、24時間患者を受け入れる体制を整える場合 知事が定める額×事業月数/12</p>	<p>関係診療科等との連携に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、社会保険料</p>	<p>3分の1</p>
<p>4. 麻酔科医配置加算 麻酔科医を確保する場合 知事が定める額×事業月数/12</p>	<p>麻酔科医の配置に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、消耗品費、光熱水料、印刷製本費、会議費、社会保険料、雑役務費（修繕料）、燃料費</p>	<p>3分の1</p>
<p>5. 臨床心理技術者配置加算 臨床心理技術者を確保する場合 知事が定める額×事業月数/12</p>	<p>臨床心理技術者の配置に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、消耗品費、印刷製本費、光熱水料、会議費、社会保険料、雑役務費（修繕料）、燃料費</p>	<p>3分の1</p>